

○ 財務省告示第百六十六号
平成十三年四月十五日より施行する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省の発行二令六條第十一項の規則へ平成十一年大蔵省告示第五六号（昭和二十九年五月十二日）に依り告示する。

國庫短期証券（第一百八十三回）

二 一 行二令六條第五六号（昭和二十九年五月十二日）に依り告示する。

の法發号名稱及び記

の法律及の項及び根拠

四 三 二 一 行二令六條第五六号（昭和二十九年五月十二日）に依り告示する。

用振替等の方法の適

發行方法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。一格替適下へ債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法、及条、第に一金号法
市る参て札發によ下競闘を振株び第一九〇第二關第法（昭和二十九年五月十二日）
場も加、と行「争は受け替法」に百項十三の四号法第和条二
特の者財同「發行価に日けるも」とい
別にご務時と行格付本銀も「争て行のう」とい
參よと大にい（以競し行のう）
加るに臣行（以下入行とし）
者発応がわ（以下入行とし）
・行募各れ及一札わする
第へ限國るび価一れ。の
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七	六	五	
	口 イ	口 イ	口 イ	
	振額最 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	払 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	發 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	方 募 入 価 札 格 決 定 行 争 の 各 申 込 込 み 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の う 額 特 別 を 囲 内 参 加 り に お 者 當 て い ご る て と 。 各 の 申 応 り い
振 替 万 円 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 兆 九 九 五 九 百 千 八 八 百 百 八 円 億 千 九 百 九 五 千 六 十	万 二 六 四 五 千 九 九 五 九 百 千 八 八 百 百 八 円 十 九 千 九 百 八 十 九 億 千	額 万 額 面 円 面 金 金 額 額 で で 二 千 兆 九 百 八 十 九 億 円	各 も 申 込 込 み 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の う 額 特 別 を 囲 内 参 加 り に お 者 當 て い ご る て と 。 各 の 申 応 り い

